## 亀山市子ども・子育て会議の運営について

- ◎会議は、会長が招集し、議長となります。
- ◎会議は、委員の半数以上が出席して成立します。
- ◎議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決します。
- ◎必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができます。
- ◎会議は、原則公開とします。※傍聴の可否は、会長がその都度審議会に諮ることとします。
- ◎発言は、挙手をもって行い、出来る限り要点をまとめて述べてください。
- ◎発言にあたっては、必ずマイクを使用してください。
- ◎議事録(会議概要)を市 HP 等で公表します。 ※発言者名は非公開としますが、情報公開の際は公表となる場合があります。
- ◎会議時間は、長くとも概ね2時間とします。